

愛媛県立野村高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは現代日本の大きな社会問題となっている。「いじめは昔もあった」と言われることがあるが、現在のいじめはその形態が多様化しているとともに陰湿化しており、時には命を奪う重大な事態を引き起こす事例が全国各地で生じている。このような深刻な事態に陥らないためにも、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校という集団の中で醸成し、すべての生徒が意欲を持って充実した高校生活を送ることのできる環境づくりが重要である。基本的な方策としては、①自己を大切にするとともに、他者の人権を尊重することのできる人権意識の確立。②すべての生徒の人権が尊重されている状態を望ましく感じ、逆に一人でも尊重されていない状態に対して不快感を感じる人権感覚の育成。そして③望ましくない状態を改善しようとする実践力を育てることが重要である。

このような視点に立って、すべての生徒が学校教育活動の中で活躍できる様々な場面を設定する。生徒が生き生きと活動し、自己の存在を認められているという自己有用感を持たせ、いじめのない学校づくりを推進・確立するために、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。これらの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、あくまでもいじめられた生徒等の立場に立つて行うことが大切である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」との認識
- ・「いじめの未然防止は学校教職員の重要課題」との認識
- ・「いじめはいじめる方が100%悪い、いじめられる方には全く責任はない」との認識
- ・「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こり得る」との認識

(3) いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」「いじめる生徒」といった加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として面白がる生徒や、周囲で暗黙の了解を与えていたり、完全に無関心である「傍観者」の存在がある。「いじめられる生徒」は一人または少数であり、「いじめる生徒」と「観衆」「傍観者」は圧倒的に多数であることが現代のいじめの特徴である。単なる加害・被害という二者関係だけでは捉えることができない複雑な構造となっている。

(4) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽くまたはひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための校内での日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 組織図、校内いじめ問題対策委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合、学校・地域・家庭が一体になってその対応策を話し合う組織的な取組を以下の通りとする。

別紙4 いじめ問題等対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、まず、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。そのためには、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 教科指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高め合う集団を構築する。
 - ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人をよく見つめた授業を展開する。
- (2) 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動や学校行事等を望ましい人間関係づくりの学習の場とする。
 - ・様々な人権問題についての知識を深めるとともに、差別を許さない態度を育成する。
- (3) 教育相談の充実
 - ・面接週間の定期的実施（5月、9月、1月）
 - ・「悩みの調査」の定期的実施と分析（各学期始め）
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚のため、講演会や映画会を実施する。
 - ・人権に関する意見発表会を実施する。
 - ・人権委員会の活動を充実させ、活動の成果を全校生徒に発信する。
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育を充実させる。
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・保護者に対して、いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知を図る。
 - ・生徒を地域の様々な行事に積極的に参加させ、地域社会の一員としての自覚を持たせる。

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要な点は、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、できる限り早期に対応しなくてはならない。

(1) いじめの発見

いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全・安心を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに関係者に報告し、事実を確認する。

(2) いじめられている生徒の学校でのサイン

【登校時、朝のSHR時】

- ・遅刻・欠席が増える。
- ・教員と視線が合わず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。
- ・担任が教室に入室後、遅れて入室する。

【授業中】

- ・保健室やトイレに行くのが多くなる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・机周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる席に着いている。
- ・教科書やノートに汚れがある。

【休み時間等】

- ・弁当にいたずらをされる。
- ・昼食を教室の自分の席で食べない。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけ合っているが表情がさえない。
- ・衣服が汚れていたりする。
- ・一人で清掃している。

【放課後等】

- ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。
- ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

(3) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。以下のサインが見られたら、学校と連携を図るよう保護者に伝えておく。

- ・学校や友人のことを話さなくなり、友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあったり、遊ぶ友達が急に変わったりする。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや打撲、擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減り、成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。

6 いじめへの対応

別紙2及び別紙3

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信したり、ネット上の掲示板等に特定の生徒の個人情報や無断で掲載する等、悪質な犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

生徒に携帯電話やスマートフォンを購入した場合は、必ずフィルタリング等の悪質メールに対する防衛策を施しておくとともに、常に使用状況や使用代金等についてチェックすることを啓発する。

イ 情報教育の充実

ネットを使ったいじめ行為は悪質な犯罪であるということを情報モラル教育の中で生徒に周知する。

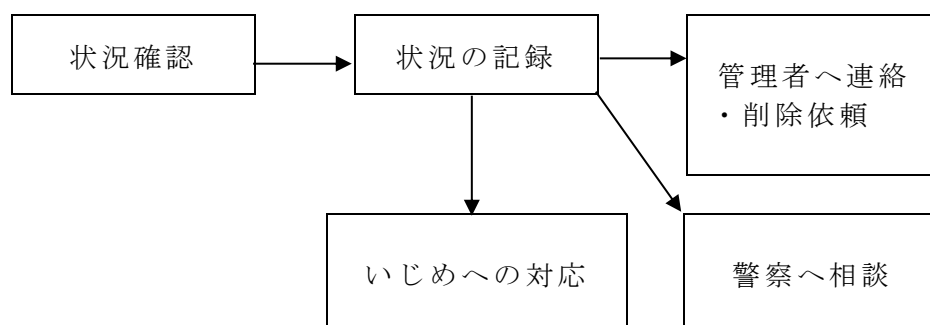
ウ ネット社会についての理解

ネットを利用することの利便性とともに、場合によっては危険にさらされる可能性があることを理解させ、望ましい使用方法について講話等を行う。

(3) ネットいじめへの対処

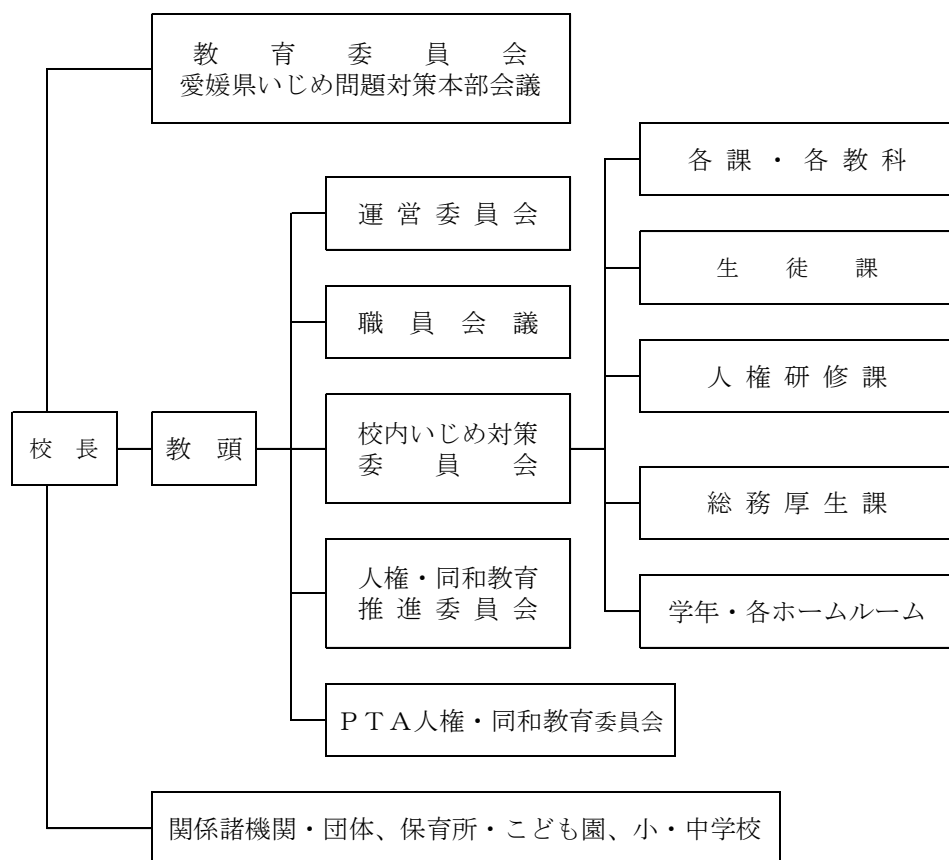
ア ネットいじめの把握は被害者からの訴えはもちろん、閲覧者からの情報を得ることが効果的である。

イ 不当な書き込みへの対処

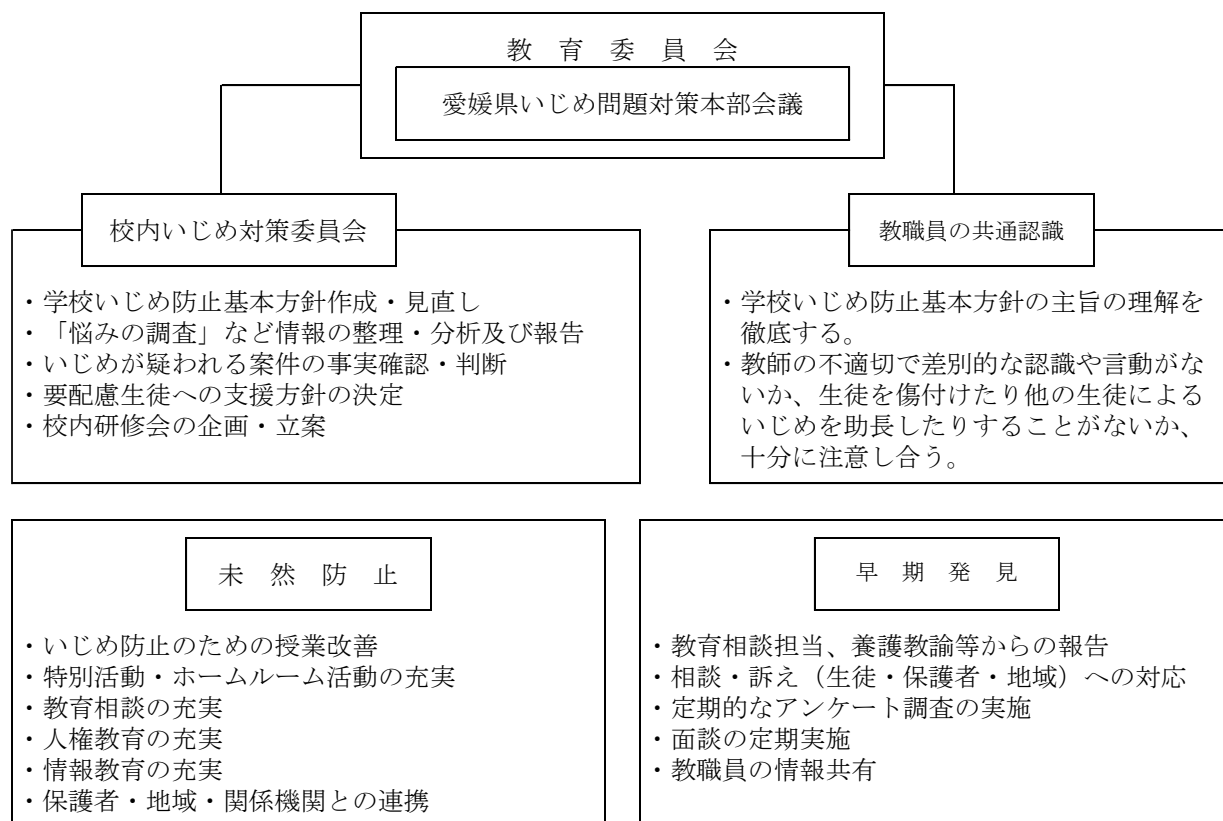


別紙 1

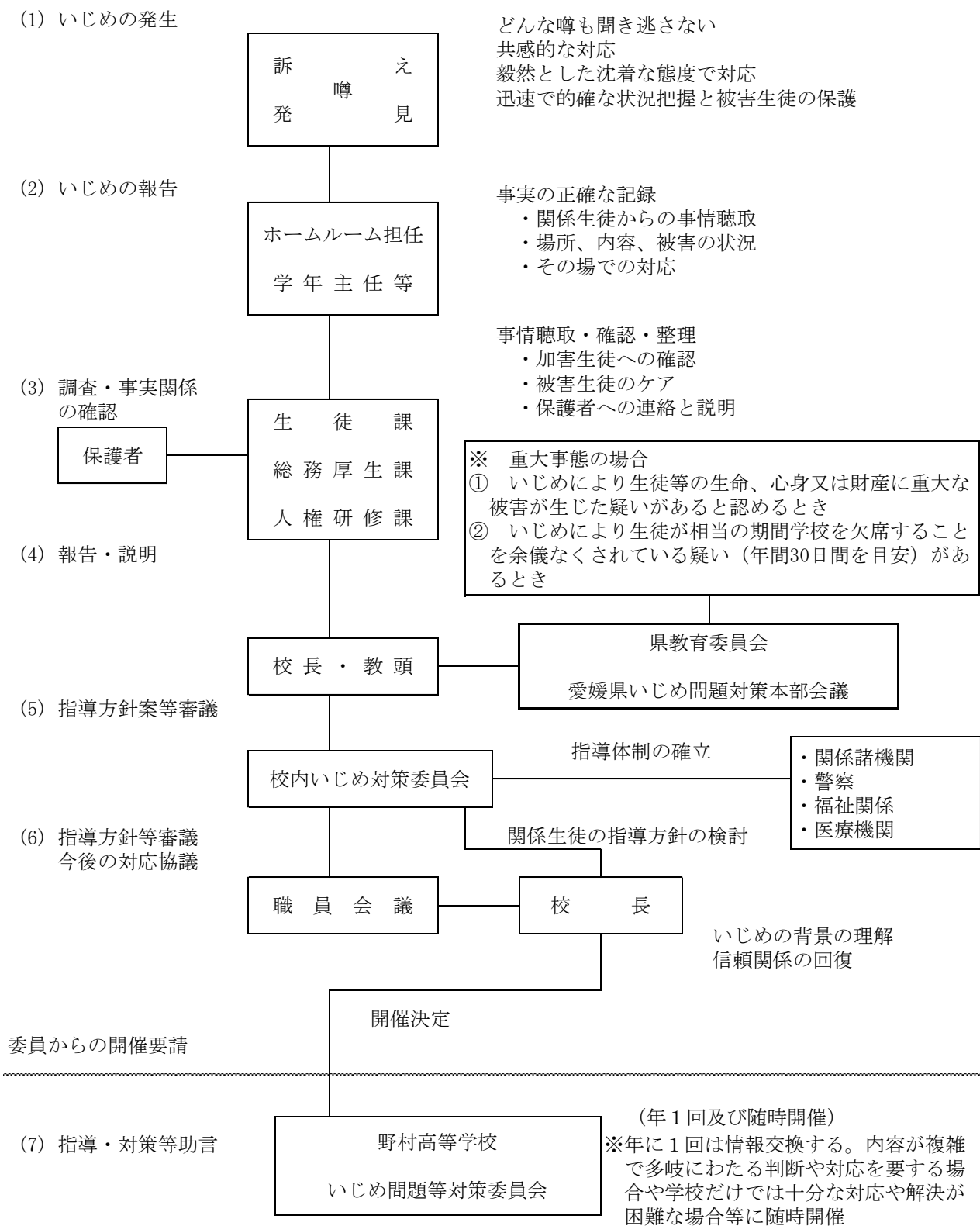
(1) 組織図



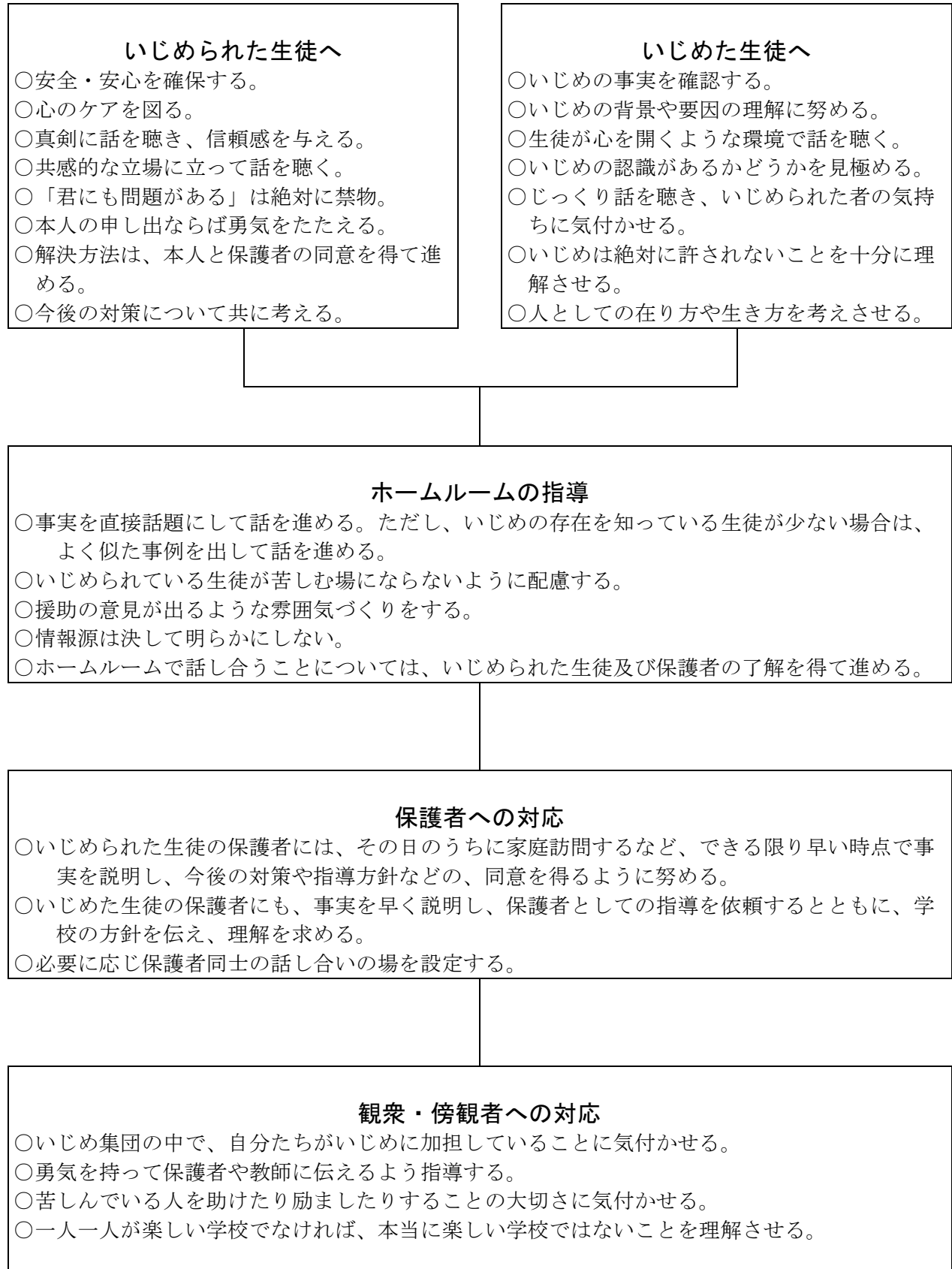
(2) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめ問題発生時の対応



指 導・対 応 の 展 開



愛媛県立野村高等学校いじめ問題等対策委員会規定

(名称)

第1条 本会は、愛媛県立野村高等学校いじめ問題等対策委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校、家庭、地域及び関係諸機関・団体が一体となった連携、協力のもと、野村高等学校生徒の健全な育成を図り、いじめ問題の根絶を期する。

(構成)

第3条 本会は、目的を達成するために、以下によって構成する。なお必要に応じて委員を選任することができる。

委員長	野村高等学校長
副委員長	〃 教頭
委員	〃 生徒指導主事
〃	〃 農場長
〃	〃 人権研修課長
〃	〃 3 学年主任
〃	〃 2 学年主任
〃	〃 1 学年主任
〃	〃 教育相談担当
〃	〃 P T A 会長
〃	〃 P T A 生徒指導委員会委員長
〃	西予市野村支所地域生活課主幹
〃	西予警察署野村交番所長
〃	西予地区少年警察協助手
〃	野村中学校生徒指導主事
〃	城川中学校 〃
〃	人権擁護委員 2 名
〃	野村地域婦人会長

(委員の任期)

第4条 本会の委員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするが、再任を妨げない。

(会議の開催)

第5条 本会の会議は、年 1 回開催することを原則とする。但し、必要に応じて、委員長が臨時に召集することができる。

附則

令和 5 年 7 月 20 日 一部改正